

著作者人格権とパブリックアート

法律事務所アクロポリス
弁護士 鈴木 康晃

1 はじめに

今回は、さいたま新都心の存在するパブリックアートに着目し、それらと著作者に生じる権利のひとつである著作者人格権との関係性について考察しました。

今回は、著作者人格権の限界に焦点を当ててみたいと思います。

とくに、著作者人格権の一内容である「同一性保持権」¹の限界を考えてみましょう。

2 同一性保持権の概要

前回も考察した「同一性保持権」にも限界は存在します。少し、前回の復習をしましょう。著作者の意思に反した作品の改変行為が何でもかんでも著作者人格権によって保護されるわけではありません。例えば、教科書に著作物を利用する場合に学校教育の目的上やむを得なく用語等を変更する（難しい漢字を平仮名にするなど）場合²、建築物の増築や改築、修繕や模様替えによる改変³、プログラムの著作物について使用上必要なコンバージョンなど⁴、その他著作物の性質や利用目的・態様に照らしてやむを得ない場合⁵には、著作者の意思に反して無断で作品を改変しても「同一性保持権」の侵害にはなりません。

また、改変行為によらず、スペースの都合や設置場所の工事などを契機として著作物が廃棄されてしまうこともあり得ます。著作者の意思に反して無断で行われる改変が著作者人格権の侵害になるのであれば、廃棄にいたっては当然「同一性保持権」の侵害に当たるようにも思われます。

しかしながら、前回も指摘したとおり、著作物を破壊する、焼却する、捨てる、などといった著作物の廃棄の場合には、著作者の意思に反して無断で行われたものであっても「同一性保持権」の侵害の問題は生じないとされています。

今回は、「同一性保持権」というものが法的に保護される理由から考えてみました。

¹ 著作権法第20条

² 著作権法第20条第2項第1号

³ 著作権法第20条第2項第2号

⁴ 著作権法第20条第2項第3号

⁵ 著作権法第20条第2項第4号

「同一性保持権」の趣旨は、前述したとおり、著作者に無断で改変された著作物の存在によって著作者の名声などの人格的利益が侵害されるおそれがあるためこれを保護することにあります。そうすると、著作物が廃棄されてしまった場合にはもはや著作物はこの世界のどこにも存在しないこととなります。そうすると、著作者の名声などの人格的利益は侵害されようがないということになります。つまり、捨てられてどこにもなくなってしまった物については、どこにも存在しないのだから、著作者の名声は侵害されようがないということです。

「同一性保持権」の趣旨から、著作物の廃棄については著作者人格権の保護の範囲外、著作者に無断で著作物を廃棄しても著作者人格権（「同一性保持権」）には違反しないという結論になります。

3 行方不明となったさいたま新都心のパブリックアート

さいたま新都心のパブリックアートにも、残念ながら、何者かに、おそらく廃棄され行方不明となってしまった作品が存在します。それは旧：ラフレさいたま（現：ザ・マーク・グランド・ホテル）の入り口付近の地上に設置されていました。林武史氏作の「光の沼から」という作品です。

ここで「“おそらく、廃棄されてしまった」というのは、アート関係者が気づいた時には既にもともとその作品が設置してあった場所からなくなっていたため、それが「移設」なのか「廃棄」なのか判然としないからです。

4 行方不明となった原因別の考察

(1) 「廃棄」の場合

これが仮に当該作品を「廃棄」したのであれば、「同一性保持権」による保護の対象外ということになります。つまり、当該作品を「廃棄」した何者かは、著作権法違反には問われないこととなります。

(2) 「移設」の場合

他方、これがもし「移設」ということであれば、それは「同一性保持権」による保護の対象となり、当該作品の著作者に無断で行った「移設」は「同一性保持権」に違反する可能性があります。もっとも、前述のとおり、建築物の増築や改築、修繕や模様替えによる改変は著作権法第20条第2項第2号により「同一性保持権」の侵害になりませんので、「移設」がこれらの事情に基づく場合には、著作権法違反にはならないでしょう。

(3) 民法との関係

話を当該作品の「廃棄」に戻します。

当該作品の「廃棄」が、当該作品の所有者によってなされたのであれば、それは法律上何の問題もないこととなります。

民法第206条は、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」と定めています。

民法には、「所有権絶対の原則」という考えがあり、法令に反しない限り、自ら所有する物を売る、贈与する、捨てる、といった行為は自由にすることができます。民法第206条はそのことを定めています。

当該作品の所有者も、この民法第206条により、当該作品を売ろうが、贈与しようが、捨てようが、自由ということになります。

著作権法第20条の「同一性保持権」は、「廃棄」を保護の対象外とすることによって、民法第206条による「所有権絶対の原則」との調和を図ったといえるでしょう。

ちなみに、前回も少し指摘したとおり、著作者の意思に反して無断で破壊するなど当該作品を「廃棄」した者が、当該作品の所有者でなかったときには、場合によっては刑法上の器物損壊罪⁶に問われる可能性があることに注意が必要です。

以上



林武史氏作「光の沼から」

高垣主一、相原正美、荒谷智子、大野恵美編集「ラフレさいたまアートワークプロジェクト」2000年より

⁶ 刑法第261条